平成２７年（フ）第４７４号
千葉市稲毛区稲毛東３丁目14番７号　プチハイム202号
債務者　但野　八郎
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７６号
千葉市緑区誉田町２丁目２番地655
債務者　雉子島宗寿
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７８号
千葉市中央区生実町2105―２、住民票上の住所千葉市緑区あすみが丘４丁目２番地３　トーストあすみが丘301号
債務者　溝江　和代
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８３号
兵庫県伊丹市野間６丁目13番12―103号
債務者　高垣　裕一（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目８番１―504号
債務者　中越　　恵
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
長崎県長崎市稲佐町14番28号　301
債務者　松下麻奈美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
北海道小樽市緑２丁目21番２号　緑イニシア101、前住所北海道小樽市入船５丁目９番25号
債務者　松川　政靖
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第５９号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字元木平28番地１
債務者　橋本　浩伸（旧姓白山）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
茨城県神栖市大野原中央６丁目１番35号
債務者　中田パッサラこと　ＮＡＫＡＴＡ　ＰＨＡＴＳＡＲＡ
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３４４号
千葉県市原市泉台３丁目22番地２
債務者　箕臼　綱志
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３４５号
千葉県市原市泉台３丁目22番地２
債務者　箕臼美恵子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２０号
千葉県船橋市海神５丁目18番11号　海神荘
債務者　荻野　和雄
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２５号
千葉市緑区おゆみ野中央６丁目36番地５　サンモールおゆみ野Ｂ棟103号
債務者　鈴木　敏幸
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８３号
新潟市南区西白根253番地11
債務者　伊丹　　仁
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８４号
新潟県東蒲原郡阿賀町三宝分丙827番地
債務者　渡部　初枝
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８６号
新潟市北区太夫浜4371番地　トゥインクルタウンＭⅡ202号室、住民票上の住所新潟市北区太夫浜新町２丁目26番24号
債務者　横尾三代子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９４号
新潟市中央区山二ツ３丁目11番７号
債務者　丸山　郁夫
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部